

令和 7 年 4 月 8 日

事 業 者 各位

国立大学法人千葉大学
学 長 横手 幸太郎

環境物品等の調達の推進を図るための方針について

本学では、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規程に基づき、令和 7 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定め、同条第 3 項の規定に基づき公表しています。

つきましては、各事業者におかれましても本調達方針に準じたグリーン購入の推進をお願いするとともに、物品等の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車の利用を併せてお願いいたします。

【参考】

環境物品等の調達の推進を図るための方針

https://www.chiba-u.ac.jp/about/supply/supply_info.html

【担当】

財務部財務企画課総務係 磯部，徳野

E-mail:cah2050@office.chiba-u.jp